



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 9 月 1 日 (火曜日) 号外 第 28 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) 1	

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(販売従事登録証の返納) 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別記様式第10号による届出書に販売従事登録証を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 省令第 159条の10第4項第2号又は第3号の規定により登録を消除されたとき。 (2) [略]	(販売従事登録証の返納) 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別記様式第10号による届出書に販売従事登録証を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 省令第 159条の10第5項第2号又は第3号の規定により登録を消除されたとき。 (2) [略]

別記様式第4号中「薬剤情報を記載するための手帳」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳」に、「薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳」を「患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもって一元的かつ経時的に管理できる手帳」に改める。

別記様式第9号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。